

さぎんテレホン・ファクシミリサービス利用規定

第1条 さぎんテレホン・ファクシミリサービス

1. 「さぎんテレホン・ファクシミリサービス」(以下「本サービス」といいます。)は、佐賀銀行(以下「当行」といいます。)に対し書面による所定の手続を完了したご利用者(以下「お客さま」といいます。)が自ら占有・管理する電話器、ファクシミリ(以下「端末」といいます。)による依頼にもとづき、あらかじめ指定された預金口座および当座貸越口座の残高照会、入出金明細照会を行うとともに、あらかじめお客さまの指定した端末に対して入出金明細または残高等の連絡を受けることができるサービスをいいます。

2. 利用時間

本サービスの利用時間は当行所定の時間内とします。利用時間は利用するサービスにより異なる場合があります。また、当行はお客さまに事前に通知することなく利用時間を変更することができるものとします。

3. 基本手数料等

- (1)本サービスの利用にあたっては、当行所定の基本手数料をいただきます。基本手数料は、普通預金規定、当座勘定規定にかかわらず、預金通帳・払戻請求書または当座小切手の提出なしに、本サービスの手数料引落口座から当行所定の日に自動的に引落します。
- (2)当行は基本手数料を、お客さまに事前に通知することなく変更することができるものとします。基本手数料以外の本サービスにかかわる諸手数料についても、新設あるいは改定する場合があります。これらの手数料についても当行所定の方法により引落します。

第2条 利用申込

1. サービス利用対象者

本サービスは当行が申込みを承諾した法人、法人格のない団体、または個人事業主を対象とします。お客さまは本規定の内容を十分に理解したうえで、自らの判断と責任において本サービスを利用するものとします。

2. 申込手続

- (1)お客さまは、本サービスの利用の申込みに際して、当行所定の方法によりお客さまの「暗証番号」その他必要な事項を届出のものとします。
- (2)このサービスの利用開始日は、お客さまから提出を受けた本サービスの申込書にもとづいて、利用のための登録手続を行った後とします。

3. サービス利用口座の登録

本サービスを利用できる口座は、お客さまが本サービスの申込書により届出たお客さま名義の当行所定の預金口座とします。

4. 印鑑照会など

- (1)お客さまが申込書に押印した印影を申込口座および手数料引落口座の届出印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いを行った場合は、申込書につき、偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については当行は責任を負いません。
- (2)本サービスの申込内容に変更がある場合は、申込口座の届出印により新たに申込書を提出してください。(ただし、申込口座の変更はできません。.)この場合も相当の注意をもって印鑑を照合し、相違ないものと認めて取扱いを行った場合は、申込書につき、偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については当行は責任を負いません。

第3条 本人の確認

1. 本人の確認

- (1)本サービスにおける照会取引の本人確認は、お客さまが利用時に端末に入力・送信する暗証番号が当行に登録されている暗証番号と一致すること、その他当行が定める方法により行います。本人確認に使用する暗証番号やその他の本人確認方法の規格、設定数、設定方法等は当行が定めるものとし、当行が必要とする場合、お客さまの承諾なしに、これらを変更することができるものとし、変更する場合は書面により通知します。
- (2)当行が、本規定(当行所定事項に定める事項を含みます。)にしたがって本人を確認し、依頼された取引が成立した場合、暗証番号等について不正使用、その他の事故があっても当行は当該依頼をお客さまの意思にもとづく有効なものとして取扱い、また、そのために生じた損害については当行は責任を負いません。暗証番号は、お客さまが厳重に管理し、その内容を第三者にもらしたり、紛失・盗難にあわないよう十分注意してください。

2. 暗証番号の管理

- (1)暗証番号は重要な情報です。お客さまが暗証番号を指定する場合は、当行指定の文字数を指定してください。また、暗証番号の指定にあたっては、生年月日や電話番号等、第三者から推測可能な番号の指定は避けるとともに、お客さまの責任において第三者

に知られないよう厳重に管理してください。なお、当行は暗証番号の照会に対して回答は行いません。また当行行員が暗証番号をお尋ねしたりすることはありません。

- (2)暗証番号を失念したり、他人に知られたような場合は、すみやかに取引店まで届出てください。なお、当行への届出前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

第4条 照会・連絡取引

1. 照会取引

(1)内容

照会取引とは、お客さまからの端末による照会依頼にもとづき、申込口座の残高照会、入出金明細照会などの取引内容の提供を受けることができる取引をいいます。

(2)依頼方法

- ①お客さまの端末より、当行が定めた電話番号あてに当行の定める方法および操作手順にもとづいて暗証番号および照会取引に必要な事項を送信して行うものとします。
- ②当行は、照会依頼により受信した登録番号(照会対象口座の店番号、科目、口座番号、暗証番号)があらかじめ届出の登録番号と一致した場合、当行はお客さまからの依頼とみなし照会サービスを行います。

2. 連絡取引

(1)内容

連絡取引とは、あらかじめお客さまの指定した端末に振込入金、取立入金等があった場合、自動的に連絡を受けることができるサービスをいいます。

(2)連絡方法

- ①当行が連絡を行う場合、当行は届け出られた方法により、「どうぞ」と応答した者、「0#」を押した者、「暗証番号」を入力した者をお客さまとみなし連絡サービスを行います。
- ②連絡用に指定された端末が何らかの理由により着信不能となっている場合、第2の連絡先の届出があれば第2の連絡先へ連絡します。なお、着信不能の場合は初回を含め一定時間の間隔を置いて3回連絡を試み、いずれも着信できない場合は連絡を取り止め、別途文書で連絡を行う場合があります。

(3)照会・連絡可能期間

照会取引および連絡取引では、当行が定める期間内の取引内容を回答します。ただし、当行はこの期間をお客さまに事前に通知することなく変更することができるものとします。

(4)回答内容の取消・訂正

照会取引および連絡取引において当行が回答した内容は残高等を証明するものではありません。したがって、照会および連絡口座宛の振込金について取消・訂正等があった場合、その他の理由により、当行が回答した内容が変更される場合があります。当行は、このような取消・訂正等によりお客さまに生じた損害については、一切責任を負いません。

第5条 届出事項の変更等

1. 届出事項の変更等

預金口座および本サービスに関する印章、氏名、住所、電話番号、その他の届出事項に変更があったときには、当行の定める方法(本規定、各種預金規定およびその他の取引規定で定める方法を含みます。)により直ちに当行に届出てください。

2. 届出の効力

変更の届出は当行の変更処理が終了した後に有効となります。変更処理終了前に生じた損害等については、当行は責任を負いません。

3. 未着の場合の取扱い

前項に定める届出事項の変更の届出がなかったために、当行からの送信、通知または当行が送付する書類が延着し、または到着しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第6条 暗証番号の盗用・不正使用など

1. 暗証番号が第三者に知られた場合、またはそのおそれがある場合(機器の盗難、遺失などの場合を含みます。)、お客さまは当行所定の時間内に電話等により当行に届出てください。届出の受付により、当行は本サービスの利用を停止します。

2. 暗証番号の盗用・不正使用により、前項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。本サービスの利用を再開するときは、当行に連絡のうえ当行所定の手続をとってください。

第7条 免責事項等

- 次の場合において本サービスの取扱いに遅延、不能等があっても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
 - (1) システムの変更・災害等の不可抗力、裁判所等公的機関の措置、その他やむを得ない事由があったとき
 - (2) 当行及び金融機関の共同システムの運営体が相当のシステム安全対策（当行所定のセキュリティ手段を含みます。）を講じていたにもかかわらず、システム、端末機または通信回線等の障害が生じたとき
 - (3) 当行以外の金融機関の責に帰すべき事由があったとき
- 本サービスにおいて当行が所定の確認手続により送信者をお客さまとみなして取扱いを行った場合は、端末、暗証番号等につき偽造、変造、盗用または不正使用、その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。お客さまは、端末、暗証番号等を第三者に不正使用されないよう厳重に管理してください。また、端末、暗証番号の異常によるエラー、盗難等の事故または暗証番号が漏洩したおそれがある場合には、当行所定の時間内に当行に届出てください。
- お客さまは、本サービスの利用にあたりお客さま自身が占有・管理する端末を使用し、自己の責任と負担において端末が正常に稼動する環境を確保してください。当行はこの規定により端末が正常に稼動することを保証するものではありません。端末が正常に稼動しなかったことにより取引が成立しない場合、または成立した場合、それにより生じた損害については、当行は責任を負いません。
- お客さまが当行に対する届出事項の変更を怠ったことにより生じた損害については、当行は責任を負いません。

第8条 解約など

- 解約
本サービスは、当行またはお客さまの一方の都合でいつでも解約することができますものとします。
- お客さまによる解約
 - (1) お客さまによる解約の場合は、当行所定の書面を提出するものとします。なお、解約の届出は当行の解約手続が終了した後に有効となります。解約手続終了前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
 - (2) 前記の規定にかかわらず、本サービスによる取引で未処理のものが残っている等、当行が必要と認めた場合については、即時に解約できない場合があります。
- 当行からの解約
 - (1) 当行の都合により本サービスを解約する場合は、お客さまの届出住所宛に解約の通知を行います。
 - (2) 当行が解約の通知を届出住所にあてて発信し、その通知が延着または到着しなかった（受領拒否の場合も含みます。）場合は、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
 - (3) お客さまに以下の各号の事由が一つでも生じたときは、当行はいつでもお客さまに通知することなく、サービスの全部または一部を中止または解約することができるものとします。
 - ① 支払停止または破産、民事再生手続開始、会社更正手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始その他今後施行される倒産処理法に基づく倒産手続開始の申立があったとき
 - ② 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
 - ③ 住所変更の届出を怠るなどお客さまの責に帰すべき事由によって、当行においてお客さまの所在が不明となったとき
 - ④ 当行に支払うべき所定の手数料等の未払いが生じたとき
 - ⑤ 1年以上にわたり本サービスの利用がないとき
 - ⑥ 相続の開始があったとき
 - ⑦ 解散、その他営業活動を休止したとき
 - ⑧ 不正にサービスを利用する等、サービスの中止を必要とする相当の事由が発生したとき
 - ⑨ 反社会的勢力であることが判明したとき

[1] お客さまが暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

- [2] お客さまが、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つにでも該当する行為をした場合
- A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為
- ⑩ その他お客さまが本規定に違反したとき

4. 申込口座の解約

申込口座の解約、またはお客さまの都合で申込口座を変更する場合は、本サービスは解約の扱いとさせていただきますので、直ちに書面により解約の届出をしてください。

5. 本サービスが解約等により終了した場合には、お客さまは、解約日までに発生した本サービス利用に伴う当行に対する手数料等の全額を、当行の指示に従い、一括して支払うものとします。なお、当行は、すでに支払われた基本手数料等については払戻しいたしません。

第9条 サービス内容・規定等の変更

1. サービスの追加

本サービスに今後追加するサービスについて、お客さまは新たな申込みなしに利用できるものとします。

ただし、当行が指定する一部のサービスについてはこの限りではありません。サービス追加時には本規定を追加・変更する場合があります。

2. サービスの休止

当行はシステムの維持、安全性の維持、その他必要な事由がある場合は、本サービスを休止することができるものとします。休止時期、期間および内容については、当行のホームページその他の方法により通知します。

3. サービスの廃止

本サービス全部または一部について、当行はお客さまに事前に通知することなく廃止することができるものとします。サービスの一部を廃止する場合は、本規定を変更することがあります。

4. 規定の変更

当行は、必要がある場合、本規定および利用方法（当行の所定事項を含みます。）を変更することができるものとします。この場合、当行は、変更の都度当行のホームページ、当行本支店の店頭、ダイレクトメール等当行所定の方法によりお客さまに告知します。変更日以降は、変更後の規定により取扱うものとしますので、本サービスを利用する際には、変更後の利用規定を確認のうえご利用ください。規定の変更が行われた後に、お客さまが本サービスを利用した場合は、変更後の規定を承認したものとみなします。

第10条 サービスの利用期間

本サービスの利用期間は、当初申込日から1年間とし、お客さままたは当行から特に申し出がない限り、期間満了の日の翌日から更に1年間継続されるものとし、継続後も同様とします。

第11条 譲渡、質入等の禁止

本サービスの利用にかかるお客さまの権利および預金等は、譲渡、質入することはできません。

第12条 関連規定の適用・準用

本規定に定めのない事項については、当行の普通預金規定、当座勘定規定等各種預金規定および振込規定等関係する規定により取扱います。これらの規定と本規定との間で取扱が異なる場合、本サービスに関しては本規定が優先的に適用されるものとします。

第13条 準拠法・合意管轄

本契約の契約準拠法は日本法とします。本サービスに関する訴訟については、当行本店または申込口座開設店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

(以 上)